

食 農 ぴっくあっぷ



東海の食料・農業・農村

2012年
2月号
No. 36

〈今月の政策情報〉

- ★あなたも農業を始めてみませんか
- ★畜産農家に対する経営安定対策について
- ★環境保全型農業直接支援対策について

あなたも農業を始めてみませんか

これから参加できる農業研修等の情報をご紹介します。

(1) 就農フェア実施予定

就農フェアでは、就農希望者が農業法人等の求人先と直接面談することができるほか、就農相談窓口の紹介、就農希望者向け研修などの情報提供が行われます。

(今後の開催予定)

名 称	開催日	主催者	連絡先
就農・就業相談会「ぎふアグリチャレンジフェア'12(可児市)	平成24年2月26日(日)	岐阜県(農業経営課)、 青年農業者等育成センター	058-272-8421
就農・就業相談会「ぎふアグリチャレンジフェア'12(岐阜市)	平成24年3月4日(日)	岐阜県(農業経営課)、 青年農業者等育成センター	058-272-8421
農林漁業就業相談会(名古屋市)	平成24年2月16日(木)	愛知県(農林政策課)、 愛知労働局	052-954-6395 052-219-5508
農林漁業就業・就職フェア2012(津市)	平成24年2月4日(土)	(財)三重県農林水産 支援センター	0598-48-1226

(2) 体験学習、研修等の実施予定

農業に関心があり農業体験をしたい方、本格的に農業を学びたい方など、様々なニーズに応える体験学習・研修制度があります。

(平成24年度開催予定)

実施主体	カリキュラム名	連絡先
岐阜県農業大学校	農業で夢再発見研修 (講義や実習により栽培技術の習得や就農準備に必要な知識等を学ぶ4ヶ月間の集中的な研修)	岐阜県立農業大学校教務担当 TEL0574-62-1226 http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/nosei/daigako
岐阜県農業経営課	農業やる気発掘夜間ゼミ (他産業に従事しながらでも農業の基礎的知識を学べる座学中心の夜間講座)	岐阜県農業経営課就農支援担当 TEL058-272-8421 http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/nosei/nogyo-keiei/
	あすなる農業塾 (プロ農家(塾長)のもとで、実践研修や経営戦略、流通販売等のノウハウを習得しつつ、塾長が関係機関と連携し、就農に向けた農地の確保等を支援する就農準備研修)	岐阜県農業経営課就農支援担当 TEL058-272-8421 http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/nosei/nogyo-keiei/
愛知県農業大学校	ニューファーマーズ研修 (Uターン就農者(農家出身)・新規参入者(非農家出身)を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを習得するための研修)	研修部 TEL0564-51-1034 http://www.pref.aichi.jp/noudai/
	雇用創出農業研修 (新たに農業経営を開始したり、農業法人等へ就職するために必要な農作物の生産技術、農業経営に関する知識等を習得するための研修)	(雇用創出農業研修の連絡先は、愛知県立岡崎高等技術専門校訓練課) TEL0564-51-0775
三重県農業大学校	県民公開講座 (フラワーアレンジメント、花き栽培の基礎、愛知の農産物加工各コース)	
	農業基礎研修 (野菜、花き、かんきつ、茶業等の基礎的な農業技術習得を旨とした実践研修)	教務・研修課 TEL0598-42-1260 http://www.mate.pref.mie.lg.jp/nodai

※ 研修内容(平成24年度)の詳細については、実施主体の上記ホームページ内で掲載予定です。

※新規就農のお問い合わせは
東海農政局経営・事業支援部経営支援課: TEL052-223-4620(直通)

○畜産農家に対する経営安定対策について

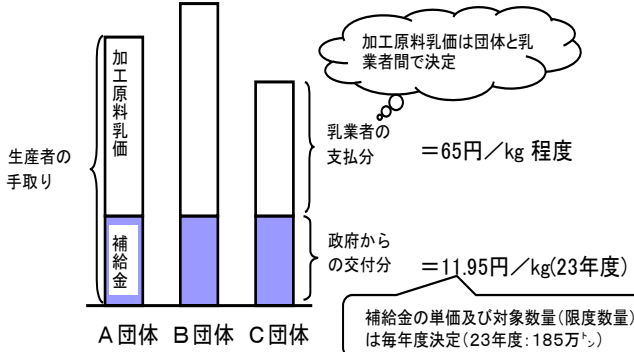
農林水産省では、畜種ごとの特性に応じて、畜産経営の安定を支援することにより、意欲あるすべての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備しています。

① 酪農経営安定のための支援

○乳価の低い加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を実施し、酪農経営の安定を図ります。

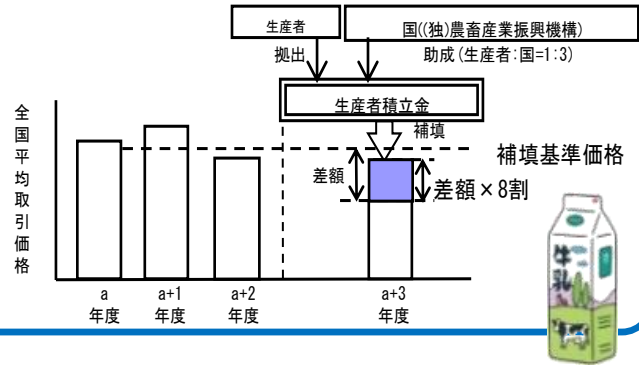
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付します。



加工原料乳等生産者経営安定対策

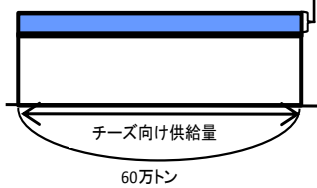
加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して作成した積立金から補填します。



チーズ向け生乳供給安定対策

需要の伸びが見込まれるチーズ向け生乳の仕向量の増大と酪農経営の安定を図るため、チーズ向け生乳の供給量に応じて一律の助成金を交付します。

供給量に応じて一律の助成金14.6円/kg



【補填基準価格とは】
・過去3年間の平均取引価格を補填基準価格といいます。

【加工原料乳とは】
・国内で生産されている牛乳のうち、飲用向け以外のバター、脱脂粉乳など乳製品向けに利用される生乳を加工原料乳といいます。



② 肉用牛繁殖農家及び肥育農家経営安定のための支援

○肉用子牛価格等の低落により、その基準価格を下回った場合、補給金額の交付、また、肥育経営の収益性が悪化した場合、補填を実施し、肉用牛経営の安定を図ります。

肉用牛繁殖経営支援事業

・四半期毎の肉用子牛の価格が低落し、平均売買価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付します。

①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種

※補給金制度の契約肉用子牛

【発動基準】 家族労働費の8割を補填



肉用子牛生産者補給金制度

・肉用子牛の価格が低落し、平均売買価格(四半期毎に設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します。

①黒毛和種、②褐毛和種、
③その他の肉専用種、④乳用種、⑤交雑種

【保証基準価格】 肉用子牛の再生産を確保することを目的として、農林水産大臣が定める金額

【積立金割合】 機構(1/2):県(1/4):生産者(1/4)

新マルキン（肉用牛肥育経営安定対策事業）

- ・肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、四半期毎の肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、肥育牛生産者に補填金を交付します。なお、肉用牛肥育農家を支援するため、第2四半期から毎月払いとしています。
- ・補填金額は、1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割を交付します。

《事業の内容》

- ①【拠出割合】生産者：国＝1：3
- ②【補填割合】1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割
- ③【対象品種】肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
- ④【対象者】肉用牛肥育経営者（資本金3億円を超え、かつ、従業員300人を超える大企業は除く）

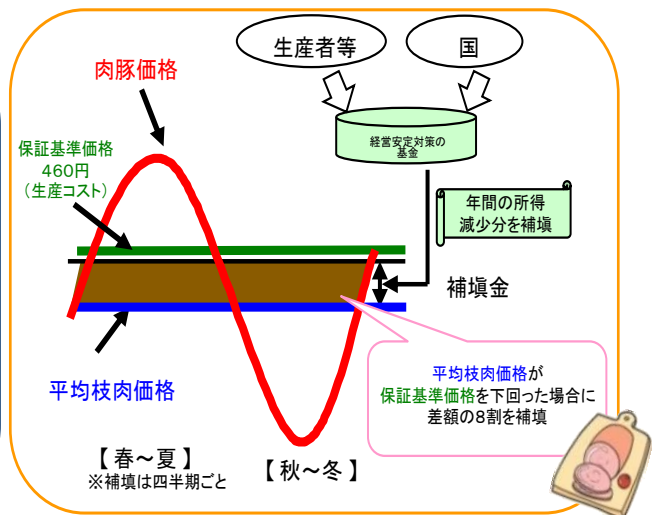


③ 養豚経営安定のための支援

○豚枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合、生産者の拠出と国の助成により造成された基金から、差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図ります。

養豚経営安定対策事業

- ・豚枝肉価格が生産コストに相当する「保証基準価格（460円/kg）」を下回った場合に、肉豚生産者に対して、補填金を交付します。
- ・【拠出割合】生産者：国＝1：1
- ・【補填額】枝肉価格と保証基準価格との8割
- ・事業対象者は、養豚事業者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）です。
- ・23年度から、生産者へ直接補填金を交付する方式を実施しています。



④ 採卵養鶏経営安定のための支援

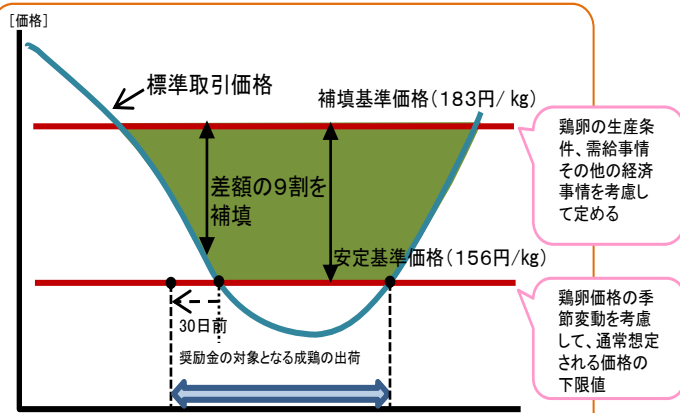
○鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図ります。

鶏卵価格差補填事業

- ・鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。

（生産者積立金から3/4を交付し、国から1/4を補助。）

* 標準取引価格(月毎)は、JA全農たまご(株)において販売された、別に定める規格卵の1キログラム当たりの加重平均価格として月毎に算定



成鶏更新・空舎延長事業

- ・鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回った日の30日前から、安定基準価格以上となる日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を交付します。

* 標準取引価格(日毎)は、JA全農たまご(株)において販売された、別に定める規格卵の1キログラム当たりの加重平均価格として日毎に算定

○奨励金単価

大規模生産者(10万羽以上)	150円/羽
中小規模生産者(10万羽未満)	200円/羽



※24年度の畜産経営対策予算についてのお問い合わせは
東海農政局生産部畜産課：TEL 052-223-4625(直通)

環境保全型農業直接支援対策

農業分野においても環境の保全に積極的に貢献していくことが重要になっています。
農林水産省では、環境保全型農業直接支援対策として、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者へ支援を行っています。

4月から平成24年度環境保全型農業直接支払交付金の申請受付が始まります。
受付窓口は、取組を行う農地が所在する市町村です。

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います。

次の①～④のいずれの取組でも可能です。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組 | + カバークロップの作付け |
| ② // | + リビングマルチ、草生栽培 |
| ③ // | + 冬期湛水管理 |



④有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)

(注) 農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が、対象になります。

国は、10a当たり4,000円を支援します。

取組に対する支援は、国及び地方公共団体が行います。

(注1) 国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して、交付金を交付します。

(注2) 国からの交付金は、取組面積に応じて交付します。なお、取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。

(注3) 支援の対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ作付面積ではなく、1作分の作付面積です。

支援を受けるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 対象の作物を販売目的で生産している
- 対象の作物についてエコファーマーの認定を受けている
- 農業環境規範に基づく点検を行っている

(注) 有機農業に取り組む農業者や共同販売経理を行っている集落営農については、エコファーマー認定がなくても支援を受けられる場合があります。

《お問い合わせ先》

東海農政局生産部生産技術環境課 052-746-1313

岐阜地域センター 058-271-4407 高山地域センター 0577-32-1155

豊橋地域センター 0532-56-3080 津地域センター 059-228-3199

【編集】

東海農政局企画調整室 TEL 052-223-4610

<ホームページ>

<http://www.maff.go.jp/tokai/index.html>

<メールマガジン>

<http://www.maff.go.jp/tokai/mail/index.html>(登録)